

令和3年1月5日

町民の皆様へ

金山町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症への金山町対応方針について

町内における新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のため、町では当面の間、下記のとおり対応することといたします。町民の皆様には冷静な行動とともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

《対応方針》

○町主催行事・イベント等

山形県の「イベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月25日改定）」により、要件を満たす場合に開催できるものとし、個別に判断します。開催する場合は、感染防止対策を講じたうえでを行います（県の基本方針が変わった場合はそれに応じて対応するものとしします）。

○町主催以外の行事・イベント等

民間団体や地区等が主催する行事・イベント・集会・会合等は、開催の必要性、参加対象者などについて検討のうえ、開催・縮小・延期・中止などを判断してください。

開催する場合は、町主催の行事・イベント等の取扱いの考え方を参考に、感染予防対策に十分配慮のうえ、必要に応じ町の担当課に相談してください。

○町有施設

入口への消毒液の設置、検温、3密の回避、定期的な換気の実施、利用者名簿の作成等、感染防止対策を講じたうえで、通常どおり開館します。ただし、施設利用者の傾向などにより利用制限が必要と判断される場合は、利用時間の短縮や休館等の対策を行います。

○町立小・中学校

感染防止対策を講じながら、通常どおり授業を行います。部活動、スポーツ少年団活動も同様に通常どおり行いますが、他地域での活動については、感染状況などを踏まえ慎重に判断します。

○子育て支援センター・放課後児童クラブ

感染症防止対策を講じながら通常通り開所します。

○その他

国が示す「新しい生活様式」の徹底を図ります。

(町民の皆様には感染リスクの高まる「5つの場面」に注意いただくとともに、感染拡大地域への移動については、慎重な対応をお願いします。特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、より慎重な行動をお願いします。)

感染リスクの高まる「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤休憩室や更衣室などへの居場所の切り替わり

《差別、偏見、誹謗中傷の防止について》

新型コロナウイルス感染症は、気づかないうちに誰でも感染する可能性がある病気です。感染された方やその御家族、職場関係者、医療従事者などに対する差別や偏見、誹謗中傷などは決して許されるものではありません。

町議会 12 月定例会でも「誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議」を行い、誹謗中傷の根絶を目指すことを町内外に表明しています。

私たちが今行うべきことは、感染防止対策の徹底です。

お互いに思いやり、支え合いの気持ちを持って、一緒にこの困難を乗り越えていきましょう。

○お問い合わせ先

金山町新型コロナウイルス感染症対策本部

金山町町民税務課くらし安全係 (電話 52-2111)